第４章　地域別構想

１．青柳地域（青柳小学校区）
２．小野地域（小野小学校区）
３．古賀東地域（古賀東小学校区）
４．古賀西地域（古賀西小学校区）
５．花鶴地域（花鶴小学校区）
６．千鳥地域（千鳥小学校区）
７．花見地域（花見小学校区）
８．舞の里地域（舞の里小学校区）

第４章　地域別構想

人口	5,995　人
世帯数	2,551　世帯
行政区	新原、今在家、町川原1、町川原2、青柳、小竹

平成31年3月末現在

１．青柳地域

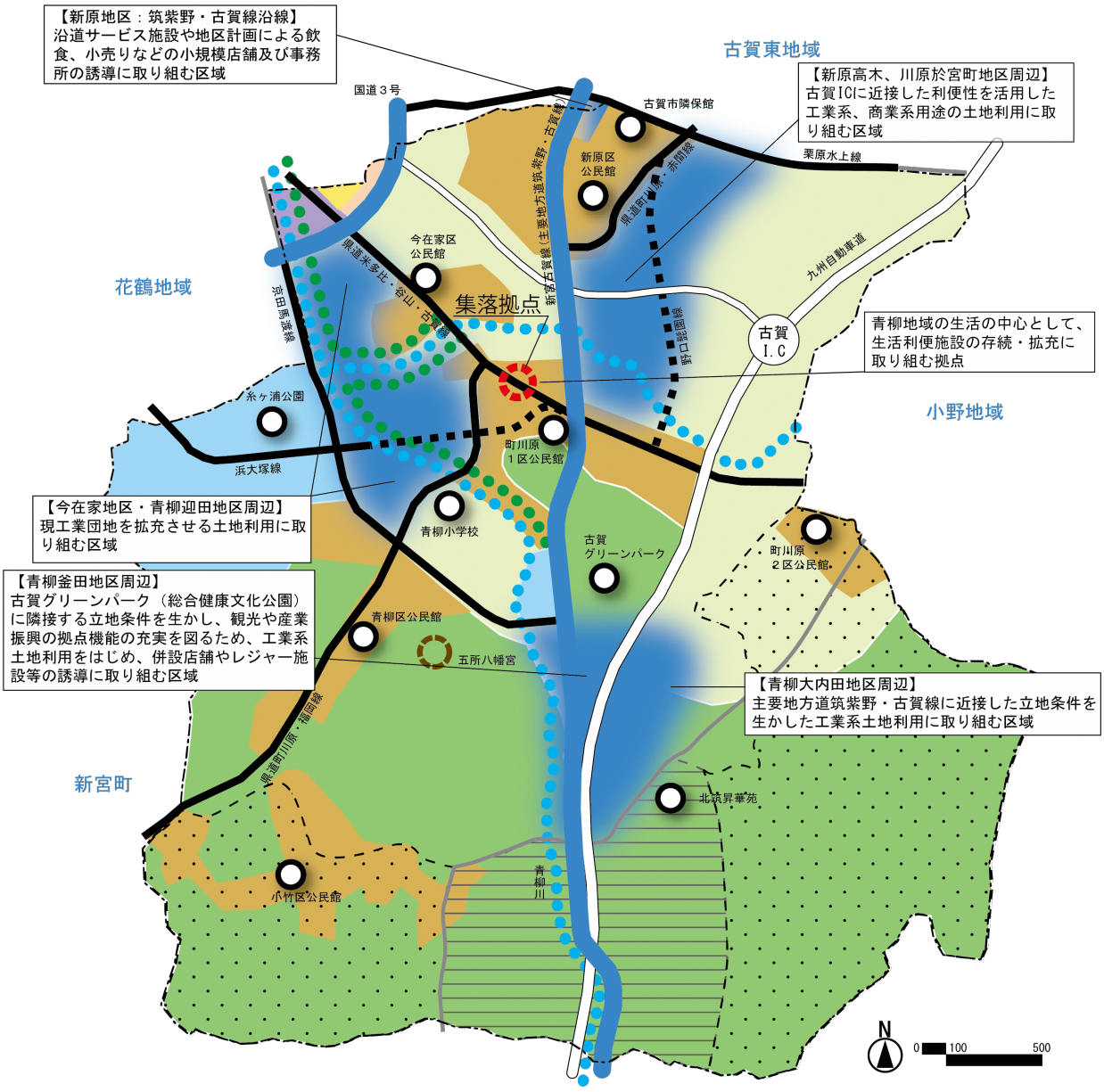

森林保全地域	工業・流通地域	公共施設等
農業保全地域	土地利用検討	歴史拠点・地域資源
集落・居住地域	水と緑のネットワーク	広域幹線道路
低層住居地域	歩いてん道	地域内幹線道路（破線は未整備区間）
低・中層住居地域	【特定用途制限地域】	一般道
住・商・工共存地域	田園居住地区	
	筑紫野古賀線沿線地区	

●基本的な方向性

(1) 特定用途制限地域の指定に基づく良好な環境の形成・保持
(2) 豊かな自然環境や公園緑地の維持・保全
(3) 既存集落の活力の維持・回復
(4) 立地条件を生かした適切な開発誘導

●まちづくりの方針

①土地利用の方針	●都市計画区域外の準都市計画区域において、特定用途制限地域の「田園居住地区」では、生活環境を脅かすおそれのある建物等の建築を制限し、良好な住環境の形成をめざします。一方、「筑紫野古賀線沿線地区」では、主要地方道筑紫野・古賀線沿線として、幹線道路を活用した秩序ある土地利用をめざします。 ●現工業団地に隣接する今在家地区については、主に工業系用途の土地利用を図るため市街化区域に編入し、土地区画整理事業などによる面的整備に取り組みます。また、青柳迎田地区周辺についても、産業の動向を踏まえつつ、現工業団地を拡充させる土地利用をめざします。 ●新原高木地区や川原於宮町地区周辺では、古賀インターチェンジに近接した利便性を活用した工業系、商業系用途の土地利用を図ります。 ●青柳大内田地区周辺では、主要地方道筑紫野・古賀線に近接した立地条件を生かした工業系土地利用をめざします。 ●青柳釜田地区周辺では、古賀グリーンパーク（総合健康文化公園）に隣接する立地条件を生かし、観光や産業振興の拠点機能の充実のため、工業系土地利用をはじめ、併設店舗やレジャー施設等が立地する土地利用をめざします。 ●主要地方道筑紫野・古賀線沿線の新原地区については、沿道サービス施設や地区計画による飲食、小売りなどの小規模店舗及び事務所が立地する土地利用をめざします。 ●農業保全地域においては無秩序な開発を抑制し、良好な営農環境を維持・保全します。 ●少子高齢化などを背景として地域の活力の低下が顕在化している市街化調整区域の既存集落については、地区計画や福岡県開発許可条例を活用し、適度な人口を受け入れるための建築規制の緩和を図ります。 ●青柳地域において、日常的に人が集まる青柳郵便局やＪＡ粕屋青柳支所の周辺を「集落拠点」と位置づけ、地域の日常生活機能を将来にわたって維持・向上させるために、近隣住民の日常的な買い物等の生活利便施設の存続・拡充に取り組みます。
②道路・交通体系の方針	●福岡県と協力しながら、主要地方道筑紫野・古賀線の拡幅整備を進めます。 ●幅員 4m未満の狭あい道路については、建築時の敷地後退など市民の理解と協力のもと拡幅と改良に努めます。 ●地域の実情に応じ、公共交通ネットワークの確保に努めます。
③上下水道の方針	●上水道については、現在の給水区域において、老朽施設の更新など適切な維持管理に努めます。 ●下水道については、公共下水道事業計画区域内の整備を推進するとともに、計画区域外においては、合併処理浄化槽の普及促進に努め、河川など公共用水域の環境と水質の保全を図ります。
④自然環境、公園・緑地の方針	●既存公園・緑地については、地域の理解と協力のもと適切な維持管理に努めます。 ●公園の再整備にあたっては、避難スペースや自然とのふれあいの場、レクリエーションの場など、多様な機能を視野に入れて検討します。 ●青柳川、谷山川周辺については、遊歩道や、生態系にも配慮した親水空間の維持・整備に努めます。
⑤景観形成の方針	●尾東山や岳越山、青柳川や谷山川などの自然景観や、五所八幡宮などの歴史的景観の維持・保全に努めます。 ●国道 3 号、主要地方道筑紫野・古賀線沿線については、周辺の景観と調和した良好な沿道景観の形成を図ります。
⑥都市防災・防犯の方針	●保安林指定などにより、山地崩壊や地滑りなどの災害防止に努めます。 ●道路に面しているブロック塀については、地震時の倒壊による被害防止や避難経路の確保を図るため、所有者や管理者に対し、適切な管理・点検を促します。 ●地域や学校と協議しながら、通学路などの危険箇所を把握し対策に努めます。

2．小野地域

人口	6,455　人
世帯数	2,614　世帯
行政区	薦野、米多比、薬王寺、小山田、谷山

平成31年3月末現在

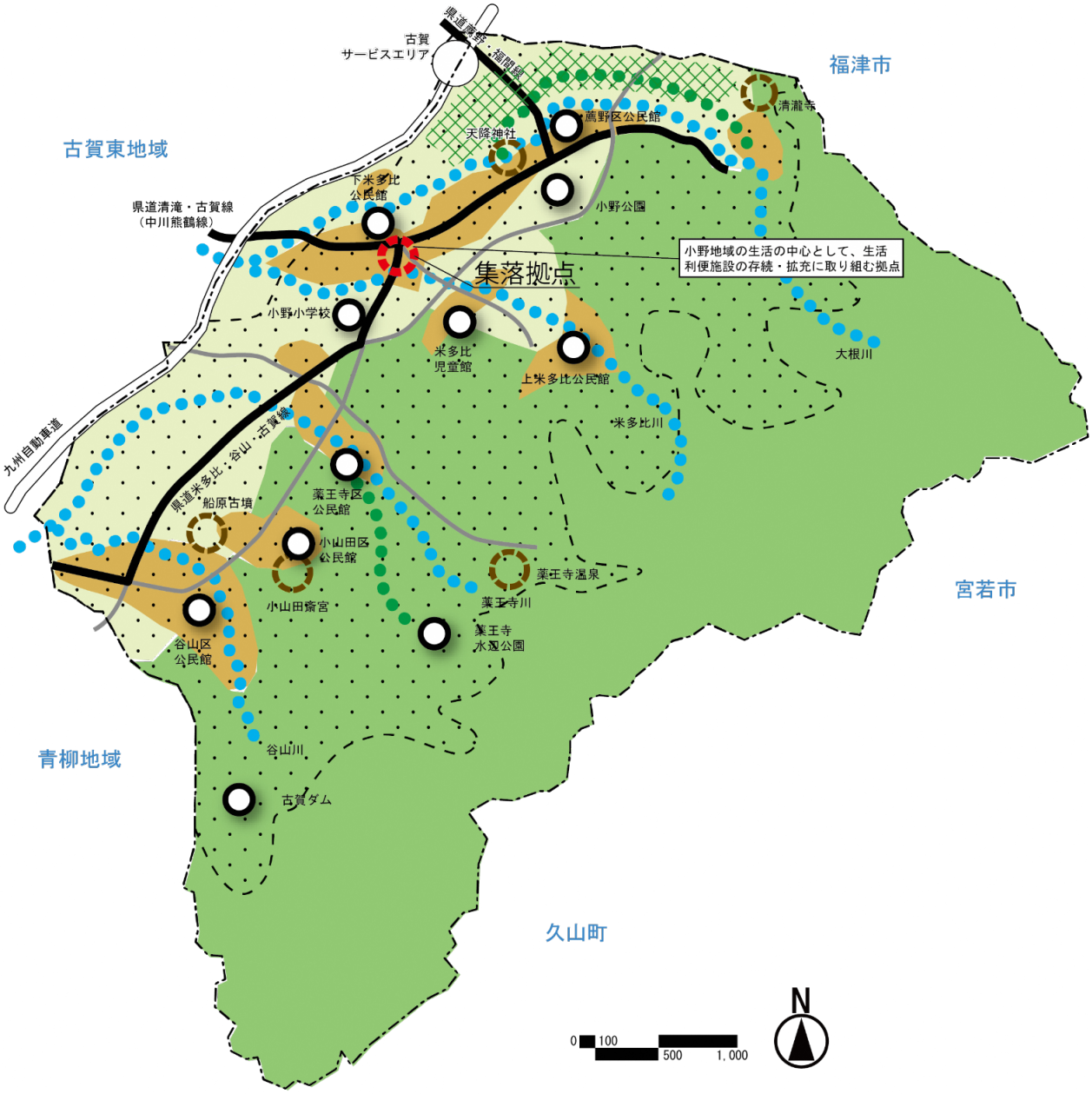

森林保全地域		水と緑のネットワーク		公共施設等	
農業保全地域		歩いてん道		歴史拠点・地域資源	
ほ場整備		【特定用途制限地域】		地域内幹線道路（破線は未整備区間）	
集落・居住地域		田園居住地区		一般道	

●基本的な方向性

(1) 特定用途制限地域に基づく良好な環境の形成・保持

(2) 豊かな自然環境や公園緑地の維持・保全

(3) 営農環境の維持・保全

●まちづくりの方針

①土地利用の方針	●都市計画区域外の準都市計画区域において、特定用途制限地域の「田園居住地区」では、生活環境を脅かすおそれのある建物等の建築を制限し、良好な住環境の形成をめざします。 ●小野地域において、日常的に人が集まる米多比郵便局やＪＡ粕屋小野支所の周辺を「集落拠点」と位置づけ、地域の日常生活機能を将来にわたって維持・向上させるために、近隣住民の日常的な買い物等の生活利便施設の存続・拡充に取り組みます。 ●農業保全地域においては無秩序な開発を抑制し、良好な営農環境を維持・保全します。 ●連たん性のある優良農地については、農業生産性の向上や利用集積等を図るため、ほ場整備など農業基盤整備を進めます。また、ほ場整備を既に実施した一団の農地については、引き続き、農業生産環境の維持のため保全に努めます。
②道路・交通体系の方針	●幅員 4m未満の狭あい道路については、建築時の敷地後退など市民の理解と協力のもと拡幅と改良に努めます。 ●産業の活性化や周辺交通の円滑化のため、スマートインターチェンジの設置を検討します。 ●地域の実情に応じ、公共交通ネットワークの確保に努めます。
③上下水道の方針	●上水道については、現在の給水区域において、老朽施設の更新など適切な維持管理に努めます。 ●下水道については、地域の特性に合わせて農業集落排水事業や合併処理浄化槽による汚水処理の普及に努め、河川など公共用水域の環境と水質の保全を図ります。
④自然環境、公園・緑地の方針	●地域の大半を占める犬鳴山系の森林は、水源かん養など森林の持つ多面的機能の重要性について市民の関心を高め、その保全と適切な維持管理に努めます。 ●既存公園・緑地については、地域の理解と協力のもと適切な維持管理に努めます。 ●公園の再整備にあたっては、避難スペースや自然とのふれあいの場、レクリエーションの場など、多様な機能を視野に入れて検討します。 ●大根川、米多比川、薬王寺川、谷山川周辺については、遊歩道や、生態系にも配慮した親水空間の維持・整備に努めます。 ●清瀧寺、天降神社、小山田斎宮など神社仏閣周辺の緑地は、地域の貴重な財産として、地域の理解と協力のもと維持・保全に努めます。
⑤景観形成の方針	●犬鳴山系などの自然景観や、清瀧寺、天降神社、小山田斎宮などの歴史的景観の維持・保全に努めます。 ●集落内の河川を適切に管理し、集落と河川が一体となったホタルの見られる環境や桜並木などの景観の維持・保全を図ります。
⑥都市防災・防犯の方針	●保安林指定などにより、山地崩壊や地滑りなどの災害防止に努めます。また、河川の氾濫を防止するため、危険箇所については自然環境にも配慮しながら、必要な河川整備を進めます。 ●道路に面しているブロック塀については、地震時の倒壊による被害防止や避難経路の確保を図るため、所有者や管理者に対し、適切な管理・点検を促します。 ●地域や学校と協議しながら、通学路などの危険箇所を把握し対策に努めます。

3．古賀東地域

人口	9,000　人
世帯数	3,896　世帯
行政区	筵内、久保、久保西、中央、古賀団地、庄北、庄南

平成31年3月末現在

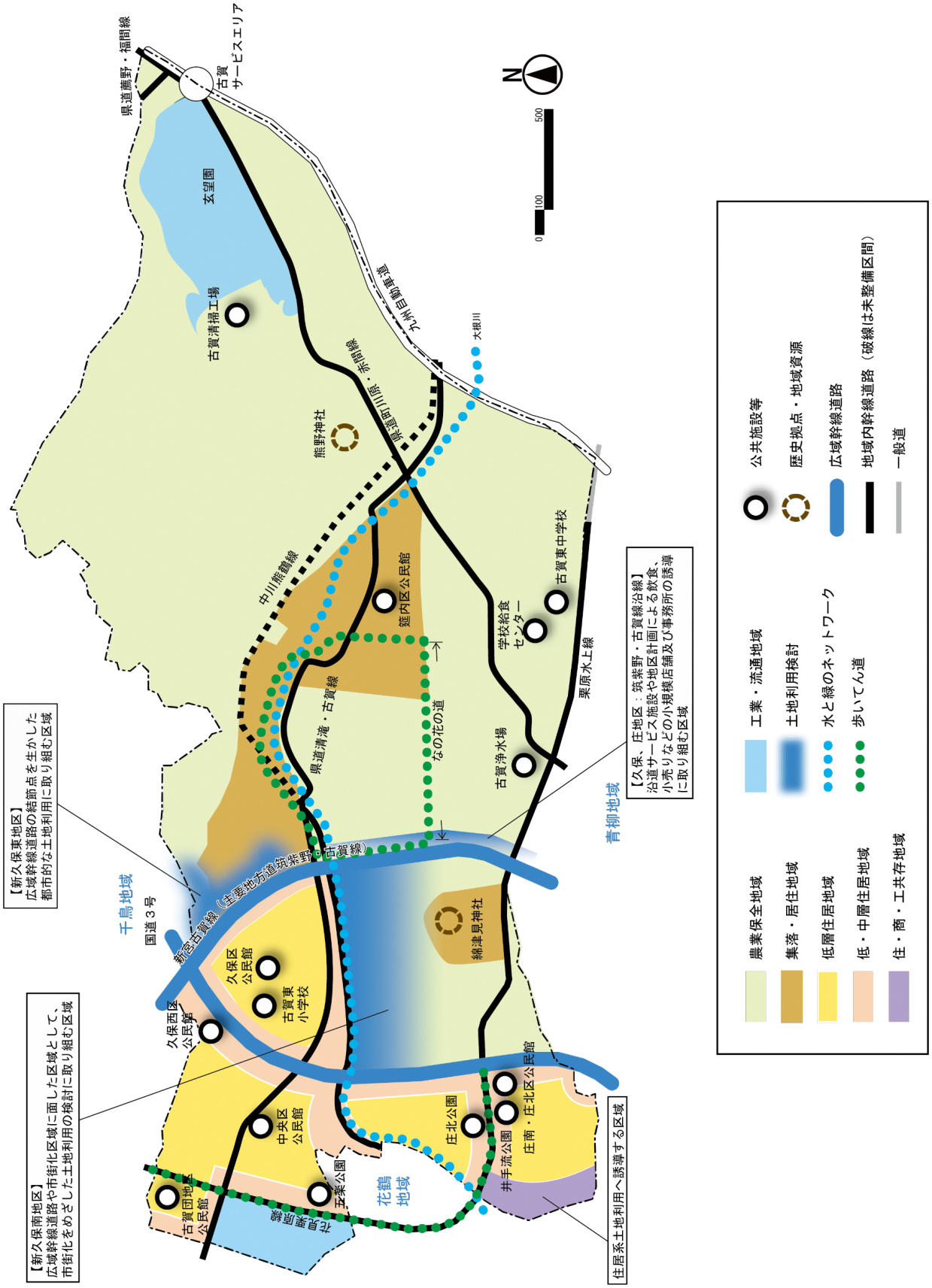

●基本的な方向性

(1) 快適な居住環境の保全・形成
(2) 営農環境の維持・保全
(3) 既存集落の活力の維持・回復
(4) 立地条件を生かした適切な開発誘導

●まちづくりの方針

①土地利用の方針	●市街化区域の低層住居地域においては、建築協定や地区計画などの活用を推進し、緑化や景観にも配慮したゆとりと潤いのある快適な居住環境の保全・形成を図ります。 ●住居・商業・工業が混在している準工業地域については、地区計画等の活用により、住居系土地利用へ誘導します。 ●ＪＲ古賀駅周辺の工業地域は、立地する企業と連携し、より有効な土地利用を検討します。 ●少子高齢化などを背景として地域の活力の低下が顕在化している市街化調整区域の既存集落については、地区計画や福岡県開発許可条例を活用し、適度な人口を受け入れるための建築規制の緩和を図ります。 ●農業保全地域においては無秩序な開発を抑制し、良好な営農環境を維持・保全します。 ●新久保東地区については、広域幹線道路の結節点を生かし近隣住宅に配慮した都市的な土地利用に取り組みます。 ●新久保南地区については、広域幹線道路や市街化区域に面した区域であることから、市街化をめざした土地利用の検討に取り組みます。 ●主要地方道筑紫野・古賀線沿線の久保、庄地区については、沿道サービス施設や地区計画による飲食、小売りなどの小規模店舗及び事務所が立地する土地利用をめざします。
②道路・交通体系の方針	●都市計画道路中川熊鶴線は、福岡県とも協力しながら道路拡幅や歩道設置など計画的な整備を進めます。 ●都市計画道路栗原水上線は、計画的な整備を進めます。 ●幅員 4m未満の狭あい道路については、建築時の敷地後退など市民の理解と協力のもと拡幅と改良に努めます。 ●地域の活性化や周辺交通の円滑化のため、スマートインターチェンジの設置を検討します。 ●地域の実情に応じ、公共交通ネットワークの確保に努めます。
③上下水道の方針	●上下水道はほぼ整備済であり、今後は老朽施設の更新など適切な維持管理に努めます。
④自然環境、公園・緑地の方針	●既存公園・緑地については、地域の理解と協力のもと適切な維持管理に努めます。 ●公園の再整備にあたっては、避難スペースや自然とのふれあいの場、レクリエーションの場など、多様な機能を視野に入れて検討します。 ●熊野神社、医王寺など神社仏閣周辺の緑地は、地域の貴重な財産として、地域の理解と協力のもと維持・保全に努めます。 ●水と緑のネットワークの主要軸となる大根川周辺については、遊歩道や生態系にも配慮した親水空間の維持・整備に努めます。
⑤景観形成の方針	●既存住宅地においては、地区計画や建築協定、景観協定などの活用を支援することにより、建物や外構デザインのルールづくりや生け垣・敷地内緑化などを推進し、良好な住宅地景観の形成を誘導します。 ●大根川周辺などの自然景観や、熊野神社、医王寺などの歴史的景観、地域の手で守り育てられている「なの花の道」などの景観は、今後も維持・保全に努めます。 ●国道 3 号、主要地方道筑紫野・古賀線沿線については、周辺の景観と調和した良好な沿道景観の形成を図ります。 ●中心拠点であるＪＲ古賀駅周辺では、活気や賑わいとのバランスを図った景観づくりに努めます。
⑥都市防災・防犯の方針	●道路に面しているブロック塀については、地震時の倒壊による被害防止や避難経路の確保を図るため、所有者や管理者に対し、適切な管理・点検を促します。 ●地域や学校と協議しながら、通学路などの危険箇所を把握し対策に努めます。

4．古賀西地域

人口	12,440　人
世帯数	5,501　世帯
行政区	古賀北、古賀南、中川、鹿部、日吉台

平成31年3月末現在

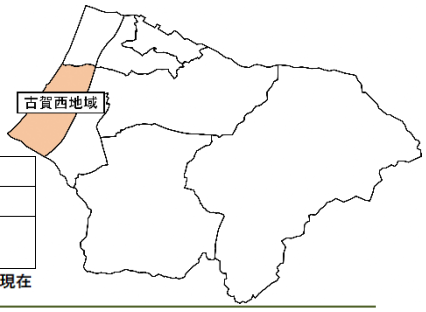

森林保全地域	工業・流通地域	地域内幹線道路（破線は未整備区間）
低層住居地域	水と緑のネットワーク	一般道
低・中層住居地域	歩いてん道	公共施設等
商業地域	中心拠点・拠点	
住・商共存地域	広域幹線道路	

●基本的な方向性

(1) ＪＲ古賀駅、ＪＲししぶ駅を中心とした拠点づくり
(2) 海岸部や河川など豊かな自然環境や、公園・緑地の維持・保全
(3) 快適な居住環境の保全・形成

●まちづくりの方針

①土地利用の方針	●ＪＲ古賀駅周辺は「中心拠点」として位置づけ、都市的な賑わいと活力ある古賀市の玄関口としての中心市街地の形成を図っていくため、アクセス道路や駅前広場の整備などにより、その機能の向上を図り、景観に配慮しながら個性と特色のある街並みづくりを進めます。 ●ＪＲ古賀駅西側は、商業・業務地のほか集合住宅地として土地の高度利用を図るとともに、既成市街地の区画再編や駅前広場の整備などの検討を進め、道路やゆとりある歩行者空間、オープンスペースを計画的に配置し、商業と住居の共存による、賑わいづくりをめざします。 ●ＪＲししぶ駅は「拠点」として位置づけ、交通の流れを円滑にし、駅利用者の利便性を高めるための周辺整備を進めるとともに、地域の実情に応じて生活利便施設などの誘導を検討します。 ●国道 495 号沿線の住・商共存地域では、周辺の住宅地との調和や自動車利用への対応、道路景観などに配慮しながら、商業・業務施設や生活利便施設、集合住宅などを誘導します。 ●日吉台団地など低層住居地域においては、建築協定や地区計画などの活用を推進し、緑化や景観にも配慮したゆとりと潤いのある快適な居住環境の保全・形成を図ります。 ●ＪＲ古賀駅周辺の工業地域は、立地する企業と連携し、より有効な土地利用を検討します。また、日吉地区における国道 495 号沿線の工業専用地域は、周辺環境と調和した用途地域への変更を検討します。 ●西鉄宮地岳線跡地については、周辺の土地利用や交通網との関係に配慮し、地域の安全安心のための有効活用を検討します。
②道路・交通体系の方針	●国道 495 号は慢性的な渋滞箇所や歩道の未整備箇所があることから、福岡県と協力しながら交差点改良や歩道整備などを進めます。 ●都市計画道路浜大塚線は、引き続きＪＲ鹿児島本線との立体交差事業を進めます。 ●幅員 4m未満の狭あい道路については、建築時の敷地後退など市民の理解と協力のもと拡幅と改良に努めます。 ●地域の実情に応じ、公共交通ネットワークの確保に努めます。
③上下水道の方針	●上下水道は既に整備済であることから、今後は老朽施設の更新など適切な維持管理に努めます。
④自然環境、公園・緑地の方針	●海岸部の松林や大根川周辺の自然環境は、地域の理解と協力のもと維持・保全に努めます。 ●既存公園・緑地については、地域の理解と協力のもと適切な維持管理に努めます。 ●公園の再整備にあたっては、避難スペースや自然とのふれあいの場、レクリエーションの場など、多様な機能を視野に入れて検討します。 ●水と緑のネットワークの主要軸となる大根川周辺については、遊歩道や、生態系にも配慮した親水空間の維持・整備に努めます。
⑤景観形成の方針	●ＪＲ古賀駅を中心とする商業地では、都市的な賑わいとのバランスを図りながら古賀市の顔となる景観を誘導するとともに、歩いて回遊できる空間や憩いの場づくりに努めます。 ●国道 495 号沿線については、周辺の景観と調和した良好な沿道景観の形成を図ります。 ●既存住宅地においては、地区計画や建築協定、景観協定などの活用を支援することにより、建物や外構デザインのルールづくりや生け垣・敷地内緑化などを推進し、良好な住宅地景観の形成を誘導します。 ●海岸部の松林や大根川周辺の自然景観の維持・保全に努めます。
⑥都市防災・防犯の方針	●道路に面しているブロック塀については、地震時の倒壊による被害防止や避難経路の確保を図るため、所有者や管理者に対し、適切な管理・点検を促します。 ●地域や学校と協議しながら、通学路などの危険箇所を把握し対策に努めます。

5．花鶴地域

人口	4,961　人
世帯数	2,471　世帯
行政区	古賀東、花鶴丘1、2-1、2-2、2-3、3

平成31年3月末現在

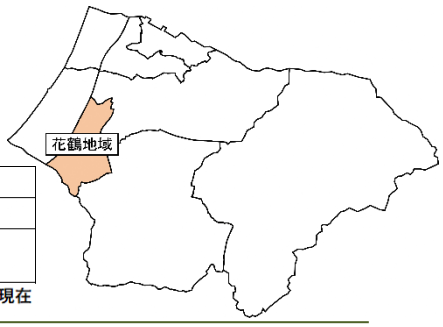

低層住居地域	土地利用検討	公共施設等
低・中層住居地域	水と緑のネットワーク	歴史拠点・地域資源
住・商・工共存地域	歩いてん道	広域幹線道路
住・商共存地域	中心拠点・拠点	地域内幹線道路（破線は未整備区間）
工業・流通地域		一般道

●基本的な方向性

(1) ＪＲ古賀駅、ＪＲししぶ駅を中心とした拠点づくり
(2) 快適な居住環境の保全・形成
(3) 自然環境や歴史資産を生かした公園・緑地の維持・保全

●まちづくりの方針

①土地利用の方針	●ＪＲ古賀駅周辺は「中心拠点」として位置づけ、都市的な賑わいと活力ある古賀市の玄関口としての中心市街地の形成を図っていくため、アクセス道路や駅前広場の整備などにより、その機能の向上を図り、景観に配慮しながら個性と特色のある街並みづくりを進めます。 ●ＪＲ古賀駅東側は、周辺に立地する企業の理解と協力を得ながら、多様な人々が回遊し、賑わいのある心地よい開かれた駅前空間の創出をめざします。 ●ＪＲ古賀駅東口からリーパスプラザまでのエリアを商業系用途地域へ変更し、さまざまな商機能の集積や駅前広場の多様な使い方について検討を進めます。 ●ＪＲししぶ駅は「拠点」として位置づけ、交通の流れを円滑にし、駅利用者の利便性を高めるための周辺整備を進めるとともに、地域の実情に応じて生活利便施設などの誘導を検討します。 ●花鶴丘や美明地区など低層住居地域においては、建築協定や地区計画などの活用を推進し、緑化や景観にも配慮したゆとりと潤いのある快適な居住環境の保全・形成を図ります。 ●住居・商業・工業が混在している準工業地域については、地区計画等の活用により、住居系土地利用へ誘導します。 ●県道清滝・古賀線及び都市計画道路花見栗原線沿線においては、周辺の住宅地との調和や自動車利用への対応、道路景観などに配慮しながら、商業・業務施設や生活利便施設、集合住宅などを誘導します。 ●高さ制限の指定がない第 1 種住居地域などの住居系地域においては、地区計画などにより地域の実情に応じたきめ細かなルールづくりを推進し、周辺の低層住宅地への日照や交通及び景観などに配慮した低・中層住宅の立地誘導を図ります。 ●工業団地では、市の発展や活力増進のため、引き続き工場等の立地を促進します。
②道路・交通体系の方針	●県道清滝・古賀線は、福岡県とも協力しながら道路拡幅や歩道設置など計画的な整備を促進します。 ●幅員 4m未満の狭あい道路については、建築時の敷地後退など市民の理解と協力のもと拡幅と改良に努めます。 ●地域の実情に応じ、公共交通ネットワークの確保に努めます。 ●ＪＲ古賀駅周辺の都市計画道路については、歩行者や自転車の通行に配慮した道路整備に努めます。
③上下水道の方針	●上下水道は既に整備済であることから、今後は老朽施設の更新など適切な維持管理に努めます。
④自然環境、公園・緑地の方針	●既存公園・緑地については、地域の理解と協力のもと適切な維持管理に努めます。 ●公園の再整備にあたっては、避難スペースや自然とのふれあいの場、レクリエーションの場など、多様な機能を視野に入れて検討します。 ●水と緑のネットワークの主要軸となる大根川や谷山川周辺の自然環境は、地域の理解と協力のもと維持・保全を図るとともに、生態系にも配慮した親水空間の維持・整備に努めます。
⑤景観形成の方針	●大根川や谷山川周辺の自然景観の維持・保全に努めます。 ●国道 3 号沿道については、周辺の景観と調和した良好な沿道景観の形成を図ります。 ●既存住宅地においては、地区計画や建築協定、景観協定などの活用を支援することにより、建物や外構デザインのルールづくりや生け垣・敷地内緑化などを推進し、良好な住宅地景観の形成を誘導します。 ●ＪＲ古賀駅周辺においては、都市的な賑わいとのバランスを図りながら古賀市の顔となる景観を誘導するとともに、歩いて回遊できる開かれた空間や心地よい場づくりに努めます。
⑥都市防災・防犯の方針	●道路に面しているブロック塀については、地震時の倒壊による被害防止や避難経路の確保を図るため、所有者や管理者に対し、適切な管理・点検を促します。 ●地域や学校と協議しながら、通学路などの危険箇所を把握し対策に努めます。

6．千鳥地域

人口	5,732　人
世帯数	2,498　世帯
行政区	病院、千鳥北、千鳥南、千鳥東、東浜山団地、さや団地、高田、千鳥タウンコート

平成31年3月末現在

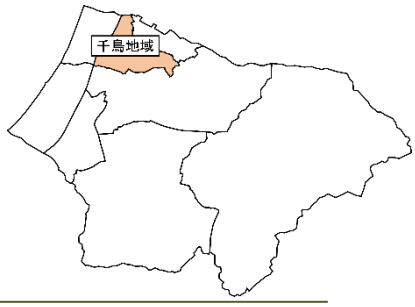

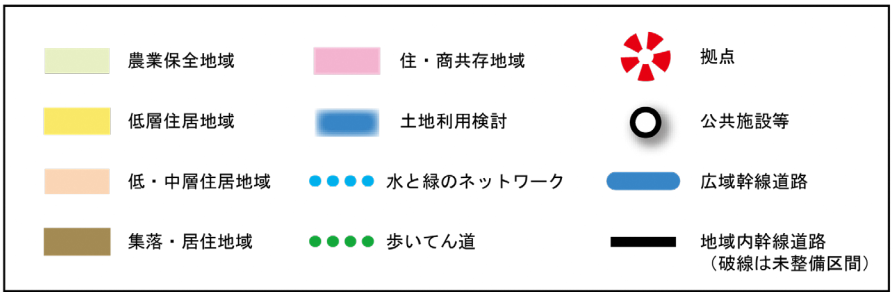

●基本的な方向性

(1) ＪＲ千鳥駅を中心とした拠点づくり
(2) 快適な居住環境の保全・形成
(3) 立地条件を生かした適切な開発誘導

●まちづくりの方針

①土地利用の方針	●ＪＲ千鳥駅は「拠点」として位置づけ、交通の流れを円滑にし、駅利用者の利便性を高めるための周辺整備を進めるとともに、地域の実情に応じて生活利便施設などの誘導を検討します。 ●高田地区の既存市街化区域から国道 3 号までの市街化調整区域については、市街化区域への編入に向け既成市街地化に取り組みます。 ●少子高齢化などを背景として地域の活力の低下が顕在化している市街化調整区域の既存集落については、地区計画や福岡県開発許可条例を活用し、適度な人口を受け入れるための建築規制の緩和を図ります。 ●国道 3 号東側の農業保全地域においては無秩序な開発を抑制し、良好な営農環境を維持・保全します。 ●主要地方道筑紫野・古賀線北側沿線の住・商共存地域においては、周辺の住宅地との調和や自動車利用への対応、道路景観などに配慮しながら、商業・業務施設や生活利便施設、集合住宅などを誘導します。 ●低層住居地域においては、建築協定や地区計画などの活用を推進し、緑化や景観にも配慮したゆとりと潤いのある快適な居住環境の保全・形成を図ります。 ●新久保東地区については、広域幹線道路の結節点を生かし近隣住宅に配慮した都市的な土地利用に取り組みます。
②道路・交通体系の方針	●ＪＲ千鳥駅へのアクセス性など利便性の向上を図るため、接続道路や駅前広場などの周辺整備を進めます。 ●幅員 4m未満の狭あい道路については、建築時の敷地後退など市民の理解と協力のもと拡幅と改良に努めます。 ●地域の実情に応じ、公共交通ネットワークの確保に努めます。
③上下水道の方針	●上下水道は既に整備済であることから、今後は老朽施設の更新など適切な維持管理に努めます。
④自然環境、公園・緑地の方針	●地域に隣接する千鳥ヶ池公園は、市民の憩いの場であるとともにスポーツ施設も整備されたレクリエーション機能を有する公園であり、希少な動植物の生息地にもなっていることから、今後も地域の理解と協力のもと、適切な維持管理に努めます。 ●その他既存公園・緑地についても、地域の理解と協力のもと、適切な維持管理に努めます。 ●公園の再整備にあたっては、避難スペースや自然とのふれあいの場、レクリエーションの場など、多様な機能を視野に入れて検討します。
⑤景観形成の方針	●既存住宅地においては、地区計画や建築協定、景観協定などの活用を支援することにより、建物や外構デザインのルールづくりや生け垣・敷地内緑化などを推進し、良好な住宅地景観の形成を誘導します。 ●国道 3 号、主要地方道筑紫野・古賀線沿線については、周辺の景観と調和した良好な沿道景観の形成を図ります。
⑥都市防災・防犯の方針	●道路に面しているブロック塀については、地震時の倒壊による被害防止や避難経路の確保を図るため、所有者や管理者に対し、適切な管理・点検を促します。 ●地域や学校と協議しながら、通学路などの危険箇所を把握し対策に努めます。

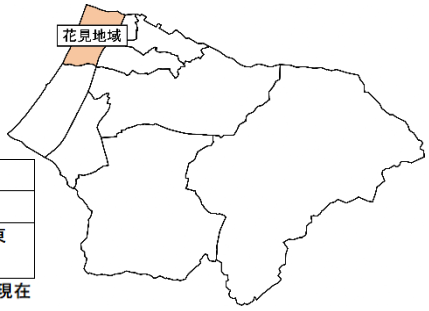

人口	8,550　人
世帯数	3,645　世帯
行政区	花見南、花見東1、花見東2、北花見

平成31年3月末現在

7．花見地域

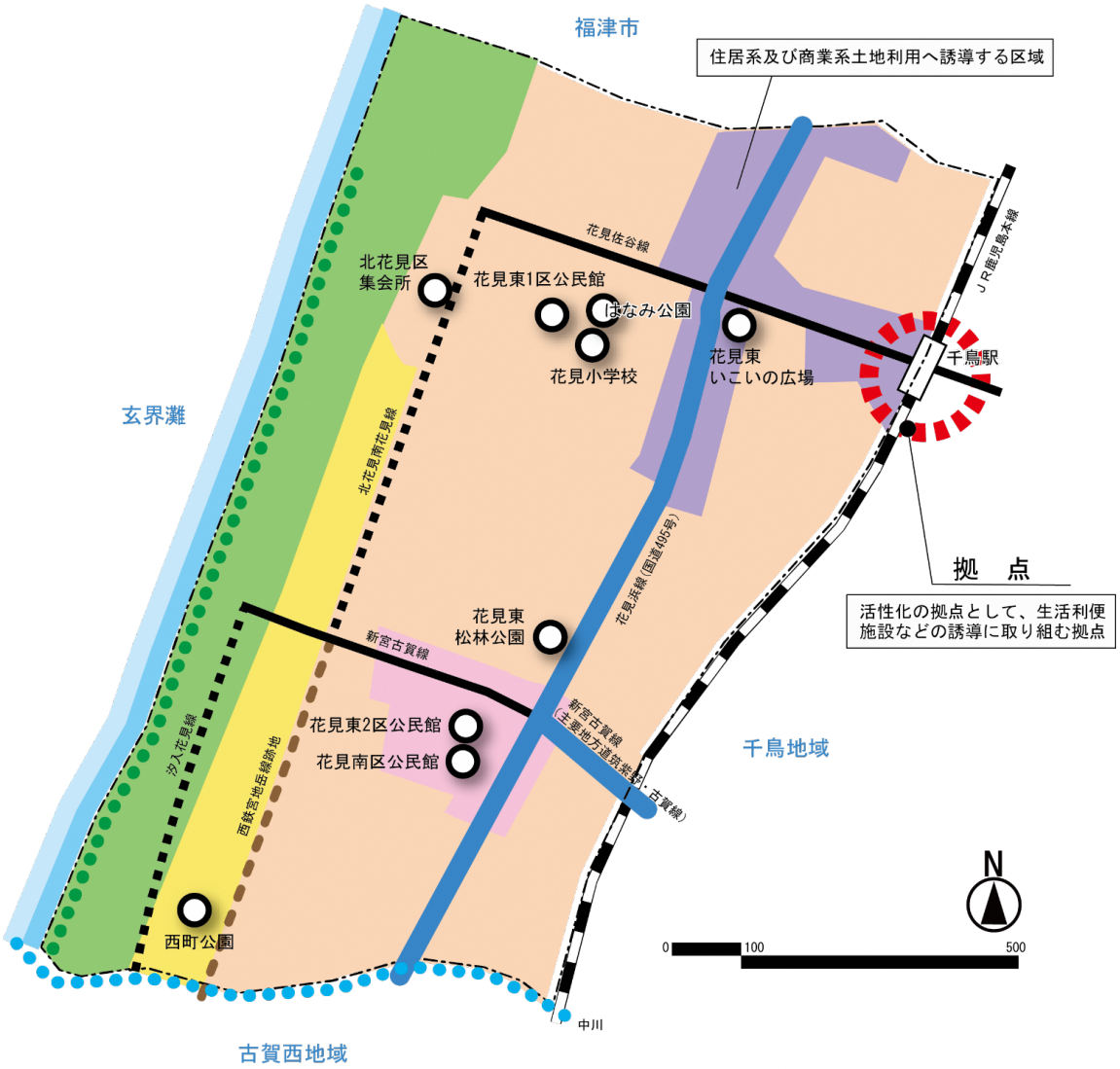

森林保全地域	水と緑のネットワーク	公共施設等
低層住居地域	歩いてん道	広域幹線道路
低・中層住居地域	拠点	地域内幹線道路（破線は未整備区間）
住・商共存地域		
住・商・工共存地域		

●基本的な方向性

(1) ＪＲ千鳥駅を中心とした拠点づくり
(2) 海岸部の豊かな自然環境の維持・保全
(3) 快適な居住環境の保全・形成

●まちづくりの方針

①土地利用の方針	●ＪＲ千鳥駅は「拠点」として位置づけ、交通の流れを円滑にし、駅利用者の利便性を高めるための周辺整備を進めるとともに、地域の実情に応じて生活利便施設などの誘導を検討します。 ●低層住居地域においては、建築協定や地区計画などの活用を推進し、緑化や景観にも配慮したゆとりと潤いのある快適な居住環境の保全・形成を図ります。 ●国道 495 号や都市計画道路新宮古賀線沿線の住・商共存地域においては、周辺の住宅地との調和や自動車利用への対応、道路景観などに配慮しながら、商業・業務施設や生活利便施設、集合住宅などを誘導します。 ●住居・商業・工業が混在している準工業地域については、地区計画等の活用により、住居と商業とのすみ分けを行い、住居系及び商業系の土地利用へ誘導します。 ●西鉄宮地岳線跡地については、周辺の土地利用や交通網との関係に配慮し、地域の安全安心のための有効活用を検討します。
②道路・交通体系の方針	●国道 495 号は慢性的な渋滞箇所が見られることから、福岡県と協力しながら交差点改良や道路拡幅などを進めます。 ●都市計画道路花見佐谷線は、道路拡幅や歩道設置など計画的な整備を進めます。 ●幅員 4m未満の狭あい道路については、建築時の敷地後退など市民の理解と協力のもと拡幅と改良に努めます。 ●地域の実情に応じ、公共交通ネットワークの確保に努めます。
③上下水道の方針	●上下水道は既に整備済であることから、今後は老朽施設の更新など適切な維持管理に努めます。
④自然環境、公園・緑地の方針	●海岸部の松林などの自然環境は、地域の理解と協力のもと維持・保全に努めます。また、歩いてん道浜辺コースをつなぐ水と緑のネットワークの形成を進めます。 ●既存公園・緑地については、地域の理解と協力のもと適切な維持管理に努めます。 ●公園の再整備にあたっては、避難スペースや自然とのふれあいの場、レクリエーションの場など、多様な機能を視野に入れて検討します。
⑤景観形成の方針	●海岸部の松林の自然景観の維持・保全に努めます。 ●国道 495 号沿線については、周辺の景観と調和した良好な沿道景観の形成を図ります。 ●既存住宅地においては、地区計画や建築協定、景観協定などの活用を支援することにより、建物や外構デザインのルールづくりや生け垣・敷地内緑化などを推進し、良好な住宅地景観の形成を誘導します。
⑥都市防災・防犯の方針	●道路に面しているブロック塀については、地震時の倒壊による被害防止や避難経路の確保を図るため、所有者や管理者に対し、適切な管理・点検を促します。 ●地域や学校と協議しながら、通学路などの危険箇所を把握し対策に努めます。

8．舞の里地域

人口	6,101　人
世帯数	2,312　世帯
行政区	舞の里1、2、3、4、5

平成31年3月末現在

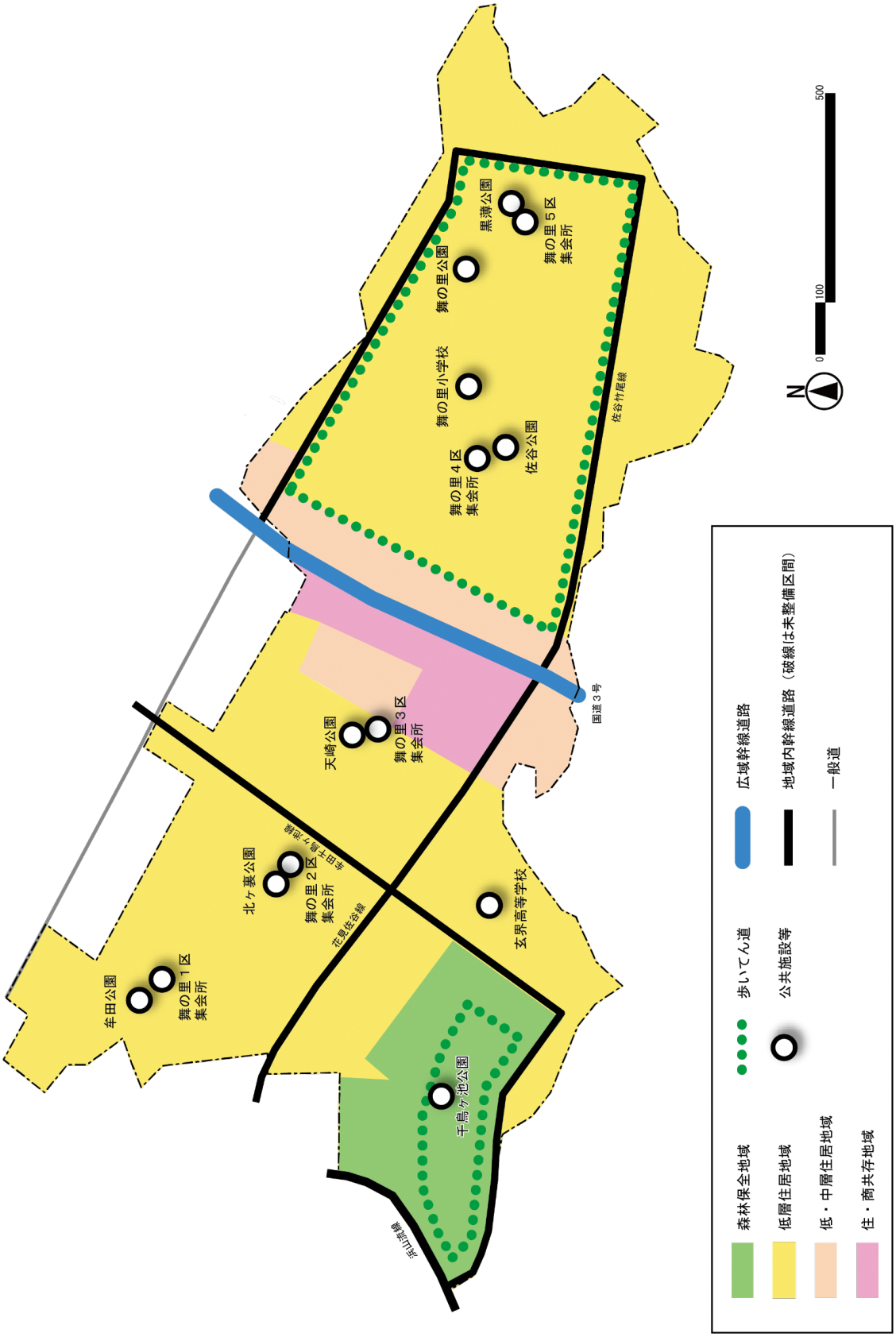

●基本的な方向性

(1) 快適な居住環境の維持・保全

(2) 国道 3 号沿線における適切な土地利用の誘導

●まちづくりの方針

①土地利用の方針	●地域の大半を占める低層住居地域においては、建築協定や地区計画などの活用を推進し、緑化や景観にも配慮したゆとりと潤いのある快適な居住環境の保全・形成を図ります。 ●国道 3 号沿線の住・商共存地域においては、周辺の住宅地との調和や自動車利用への対応、道路景観などに配慮しながら、商業・業務施設や生活利便施設、集合住宅などを誘導します。
②道路・交通体系の方針	●地域内の都市計画道路は既に整備済みであることから、今後も安全性に配慮しながら適切な維持管理に努めます。 ●地域内の遊歩道は、通学路であるとともに住民の貴重な憩いの場でもあることから、適切な維持管理に努めます。 ●地域の実情に応じ、公共交通ネットワークの確保に努めます。
③上下水道の方針	●上下水道は既に整備済であることから、今後は老朽施設の更新など適切な維持管理に努めます。
④自然環境、公園・緑地の方針	●千鳥ヶ池公園は、市民の憩いの場であるとともにスポーツ施設も整備されたレクリエーション機能を有する公園であり、希少な動植物の生息地にもなっていることから、今後も地域の理解と協力のもと、適切な維持管理に努めます。 ●千鳥ヶ池周辺については、遊歩道や、生態系にも配慮した親水空間の維持・保全に努めます。 ●その他既存公園・緑地についても、地域の理解と協力のもと、適切な維持管理に努めます。 ●公園の再整備にあたっては、避難スペースや自然とのふれあいの場、レクリエーションの場など、多様な機能を視野に入れて検討します。
⑤景観形成の方針	●既存住宅地においては、地区計画や建築協定、景観協定などの活用を支援することにより、建物や外構デザインのルールづくりや生け垣・敷地内緑化などを推進し、良好な住宅地景観の形成を誘導します。 ●国道 3 号沿線については、周辺の景観と調和した良好な沿道景観の形成を図ります。
⑥都市防災・防犯の方針	●道路に面しているブロック塀については、地震時の倒壊による被害防止や避難経路の確保を図るため、所有者や管理者に対し、適切な管理・点検を促します。 ●地域や学校と協議しながら、通学路などの危険箇所を把握し対策に努めます。